

公益社団法人日本地震工学会 公印管理規程

2013年12月18日制定

第1章 総則

第1条（目的） この規程は、公益社団法人日本地震工学会（以下「本会」という）における公印の管理について定める。

第2条（適用範囲） この規程は、本会の公印の管理に関して適用する。

第2章 公印の管理基準

第3条（公印の種類・管理者） 公印の種類ならびにその管理者は別表「学会印章の種類および管理者」に定める。

第4条（保管・押印） 管理者は公印の保管責任ならびに別に定める「事務局決裁手続要領」に基づき、押印の責任を持つ。

2. 実印及び銀行印、文書印の押捺は管理責任者が行い、会印については管理責任者の承認を得て担当者が行うことができる。

第5条（その他） この規程を変更または廃止する場合は、理事会の承認を得なければならない。

付則 この規程は2013年12月18日から施行する。

2013年12月18日

(別表) 学会印章の種類および管理者 (保管場所)

名称・寸法	使用目的	管理者責任者	保管場所
法人登記印 形状 丸 円周 18 mm	<ul style="list-style-type: none"> ・登記関連書類 ・各種契約書 ・金融機関関連書類 	専務理事 または 事務局長	事務所 金庫
印鑑登録カード	<ul style="list-style-type: none"> ・各種証明証発行時 法務局関係取得時使用 	専務理事 または 事務局長	事務所 金庫
会長印 形状 角 縦 30×横 30 mm	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行関係 ・委嘱・解嘱状 ・各種表彰状 ・その他、会長名による公文書 	専務理事 または 事務局長	事務所 机 (鍵)
会長認め印 形状 丸 円周 13 mm	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書、領収証 ・税務関係書類 ・その他、事務関連書類 	専務理事 または 事務局長	事務所 机 (鍵)
学会印 形状 角 縦 27×横 27 mm	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書、領収証 ・税務関係書類 ・その他、事務関連書類 	専務理事 または 事務局長	事務所 机 (鍵)
委員会委員長印 形状 角 縦 23×横 23 mm	<ul style="list-style-type: none"> ・講師派遣依頼 ・各種アンケート ・その他、委員長名による公文書 	専務理事 または 事務局長	事務所 机 (鍵)